平成２５年（フ）第２３８５号
大阪府東大阪市高井田８番７―403号
債務者　上島　祥正
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３９３号
大阪市淀川区木川西２丁目２番１号メゾンアンシャンブル　206号
債務者　河山千代子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４００号
大阪市港区港晴４丁目６番７号
債務者　喜多　耕一
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５号
山口市大内御堀668番地
債務者　小倉　金明
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
群馬県邑楽郡大泉町朝日２―17―１、住民票上の住所北海道美唄市西２条北６丁目２番21号
債務者　塩田光真作
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第２４号
北海道深川市７条13番27号
債務者　立川ヨシヱ
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第７２号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字外館114番地１
フィレンツェＢ棟102号
債務者　畠山　豊和
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１１０号
盛岡市永井22地割３番地109　コーポ藤川105号、旧住所盛岡市東見前１地割139番地　レオパレスミルマエＡ―101号
債務者　大能　隆憲
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１１９号
岩手県北上市北鬼柳11地割119番地
債務者　髙橋カヅ子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１３９号
埼玉県大里郡寄居町大字牟礼510番地２
債務者　金子節太郎
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５５号
埼玉県深谷市原郷1956番地　メゾンアドリアーノ201号、旧住所埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージ籠原216号室
債務者　午来エンリケこと　ゴライカナレスカルロスエンリケ
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１２号
新潟県上越市南高田町10番74号第２コーポいずみ201号
債務者　長谷川美正
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第６０１号
愛知県常滑市字脇田口39番地の２、前住所岐阜県岐阜市茜部本郷２丁目70番地１　比奈守コーポラス103号室
債務者　漬安食品こと　桑野　清美
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６３４号
愛知県尾張旭市旭ケ丘町長洞5872番地１　カレント旭Ｂ―201
債務者　居酒屋八剣伝本郷駅前店こと　種田　貴司
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７３５号
名古屋市名東区牧の里３丁目701番地　県営高針住宅１棟610号
債務者　大江　　健
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７６号
愛知県一宮市牛野通１丁目15番地　信和パレス201号
債務者　竹野　久子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４７号
滋賀県東近江市中小路町569―５　グリーンエイト102、住民票上の住所滋賀県湖南市下田920番地103
債務者　入口　広之
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
大津地方裁判所彦根支部